

=40歳から74歳の皆さん 生活習慣病予防を応援します! =

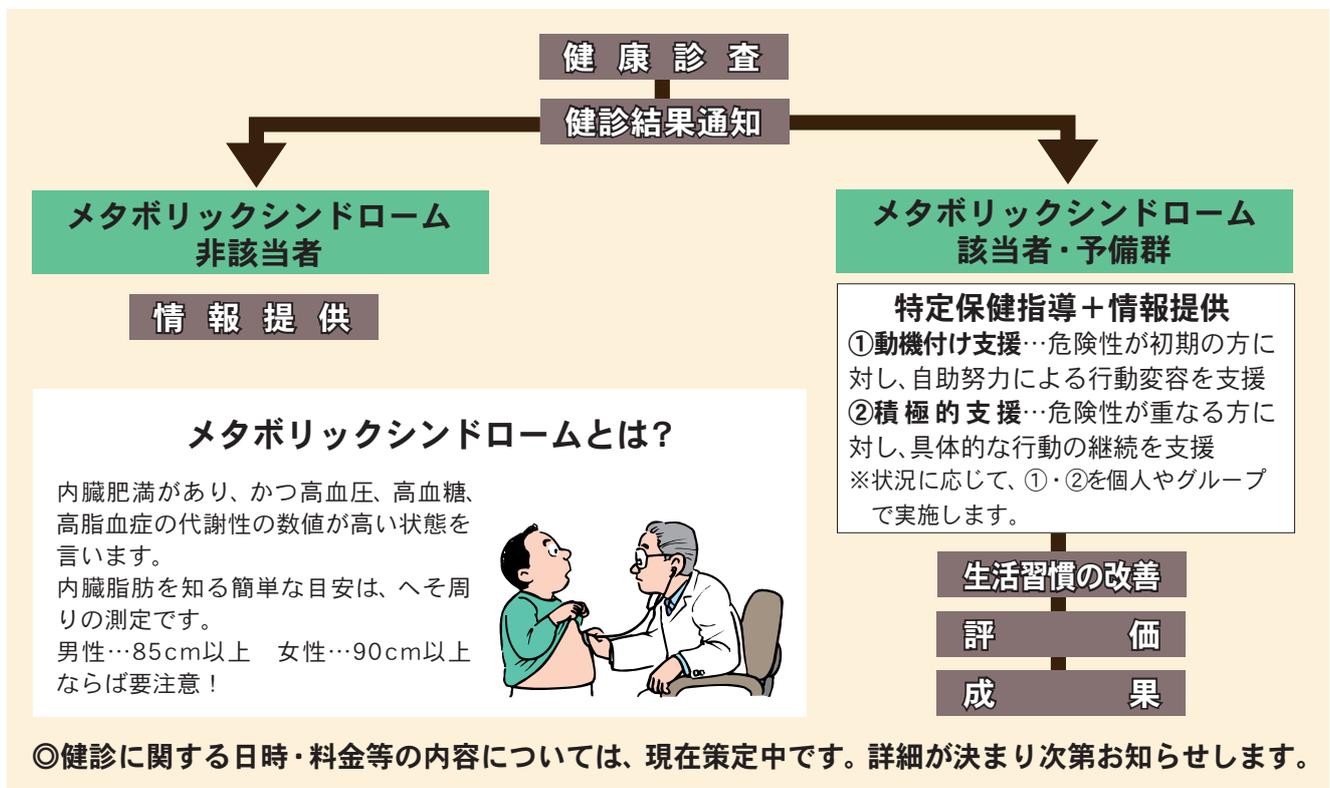
平成20年4月からはじまります

「特定健診」「特定保健指導」

医療費が増大する要因の一つとして、食生活や運動不足を原因とする、糖尿病・高血圧症・高脂血症・肥満症といった生活習慣病の増加があり、これからの超高齢化社会では、医療費の高騰が強く懸念されています。

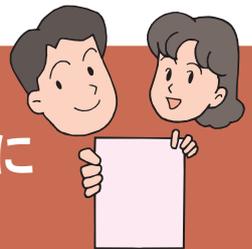
そこで、平成20年4月施行の「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、健診・保健指導が医療保険者【政府管掌健康保険(社会保険)・共済組合・組合健康保険・国民健康保険等】に義務付けられます。

この健診・保健指導は、早い段階で生活習慣を見直し、生活習慣病の予防対策を進め、重症化に至る前に食い止めることを目的としています。年に一度は自身の健康状態を知り、生活習慣病の前段階である、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群、詳しくは、広報いよし6月号をご覧ください。)の予防・改善に努めましょう。



国民健康保険の健診対象者の皆さん

「特定健診・特定保健指導に関するアンケート」にご協力ください!



「伊予市特定健康診査等実施計画」を現在策定中ですが、平成20年4月から始まる新しい制度をより良いものとするために、国民健康保険の加入者の中から対象者となる方を無作為抽出した郵送によるアンケートを実施します。アンケート用紙がお手元に届いた方は、ぜひご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ 伊予市保険年金課国保担当(☎982-1111、内線545・528)